

指定管理者の選定結果

笠間市いこいの家「はなさか」に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間市いこいの家「はなさか」
- (2) 所在地 笠間市橋爪586番地4
- (3) 設置目的 住民の健康増進や地域の交流など住民の癒しの場として便宜を総合的に供与し、もって福祉の増進を図ること
- (4) 設置根拠 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設内容 大浴場、大広間、休憩室、多目的室
- (6) 施設所管課 福祉部社会福祉課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで（3年間）
- (2) 管理運営業務
 - ① 笠間市いこいの家の施設等の運営及び維持管理に関する業務。
 - ② 施設の利用料金の徴収及び経理に関する業務。
 - ③ その他市長が必要があると認める業務。
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集概要
 - ア 公募・非公募の別 公募
 - イ 募集期間 平成25年8月21日から平成25年9月20日まで
- (2) 募集結果
 - ア 申請団体 3団体
 社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会
 株式会社 セイウン
 NPO法人 グラウンドワーク笠間

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	市民の平等利用が確保されているか。	30
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
	安定した経営基盤を有しているか。	

④ 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
	収支計画は妥当か。	
	類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
	指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
	適切に個人情報管理できるか。	
合 計		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成25年10月8日(火)
午前9時30分から午後0時10分まで
(審議会委員による現地視察：平成25年10月4日(金)実施)
- ② 場 所 笠間市立友部公民館2階 討議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 出席委員 8名(欠席1名)

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 採 決

笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしていることから、選定基準に基づく各委員の総合的な評価について採決を行った。採決結果は次のとおり。

	社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会	株式会社 セイウン	NPO法人 グラウンドワーク笠間
指定管理者候補者として 適当と判定した委員数	1	6	0

※ 各団体に対する評価傾向

○社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会

- ・18項目ある審査項目中、「利用者の平等利用が確保されているか」、「類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか」など7項目について、過半数の委員に優れていると評価された。

○株式会社 セイウン

- ・全ての審査項目において、過半数の委員に優れていると評価された。
- ・特に、「利用者本位のサービスが提供されているか」、「効率的な管理運営が行われるか」「安定した経営基盤を有しているか」については、全委員に優れていると評価された。

○NPO法人 グラウンドワーク笠間

- ・18項目ある審査項目中、「利用者の平等利用が確保されているか」、「利用者本位のサービスが提供されているか」など7項目について、過半数の委員に普通と評価された。

エ 審議結果

株式会社 セイウンが、指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見 適正な人材確保が必要である。

5 選定結果

指定管理者候補者名	株式会社 セイウン
主な選定理由	提案された事業計画書が施設の設置目的に合致し、地域福祉の向上及び施設管理を安定して行う能力を有しており、他類似施設の管理運営の実績及び利用者の増加に向けた事業計画について総合的に評価できたため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決（平成25年12月19日）を経て、指定管理者に指定した（平成25年12月19日告示）。

指定管理者の指定をした日	平成25年12月19日
公の施設の名称	笠間市いこいの家「はなさか」
指定管理者に指定した団体の名称及び事務所の所在地	株式会社 セイウン 埼玉県さいたま市桜区田島九丁目31番1号
指定管理者の指定の期間	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

(別添)

笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

(任期：H24.10.8～H26.10.7)

	委員名	備考
1	いしかわ たけじ 石川 武次	民間委員
2	こまつぎき ひとし 小松崎 均	民間委員
3	すずき こ 鈴木 くに子	民間委員
4	ながい ひろこ 永井 博子	民間委員
5	ありち かつや 有地 克也	民間委員

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員

	委員名	備考
1	くすみ しのが 久須美 忍	笠間市副市長（会長）
2	ふかさわ ていじ 深澤 悌二	笠間市市長公室長
3	あくつ えいじ 阿久津 英治	笠間市総務部長
4	はなわ さかえ 塙 栄	笠間市教育委員会教育次長